

— 2003 年 —

2月1日・2日・東京（新宿）
2月9日・岡山
2月15日・16日・大阪
2月16日・熊本
2月22日・23日・兵庫
2月23日・福岡
3月1日・京都

3月2日・滋賀
3月9日・奈良
3月16日・千葉・宮崎
3月23日・埼玉
3月29日・愛知
3月6日・神奈川
3月4日・栃木

5月11日・長崎
5月18日・茨城
5月22日・大阪地裁
6月8日・佐賀
6月9日・青森
6月22日・新潟
7月21日・長崎

2003年7月8日 14:50～15:15 首相官邸にて

小泉総理大臣と面会

総理は私たち犯罪被害者の声を真剣に受けとめて下さり以下の2点を
対応策として提案されました

(1) 政府として検討する

（結果）2003年9月17日に法務省・法務総合研究所に
「犯罪被害者のための施策を研究する会」が発足

(2) 自民党も検討する

（結果）2004年2月より自民党司法制度調査会基本法制小委員会で
審議が始まる。



小泉総理大臣
岡村代表幹事
本村幹事
林幹事
保岡興治司法制度調査会長
宮園幹事
杉浦正健官房副長官



8月23日・・・旭川
 8月24日・・・札幌
 9月6日・・・秋田
 9月7日・・・岩手・和歌山
 9月13日・・・富山
 9月15日・・・福井
 8月16日・・・石川

8月20・21日・JR東京駅
 9月27日・・・福島
 9月28日・・・大分・山形
 10月11日・・・島根
 10月12日・・・鳥取
 10月26日・・・鹿児島
 11月2日・・・広島
 11月9日・・・岐阜

11月23日・・・香川
 11月29日・・・群馬
 11月30日・山梨・徳島・沖縄
 12月7日・・・長野
 ----- 2004年 -----
 1月24日・・・愛媛
 1月25日・高知・静岡・山口
 2月1日・・・三重



2003年7月9日 森山法務大臣に提出
 390,063名分



全国から寄せられた署名
 ここのあるのは2回目提出分



2004年6月15日 野沢法務大臣に提出
 167,152名分

全国署名運動・全国街頭署名活動は
 2002年12月8日 第4回総会で決議された

被害者参加制度の制定

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための
刑事訴訟法等の一部を改正する法律」

平成19年6月20日。
被害者参加制度が制定されました。

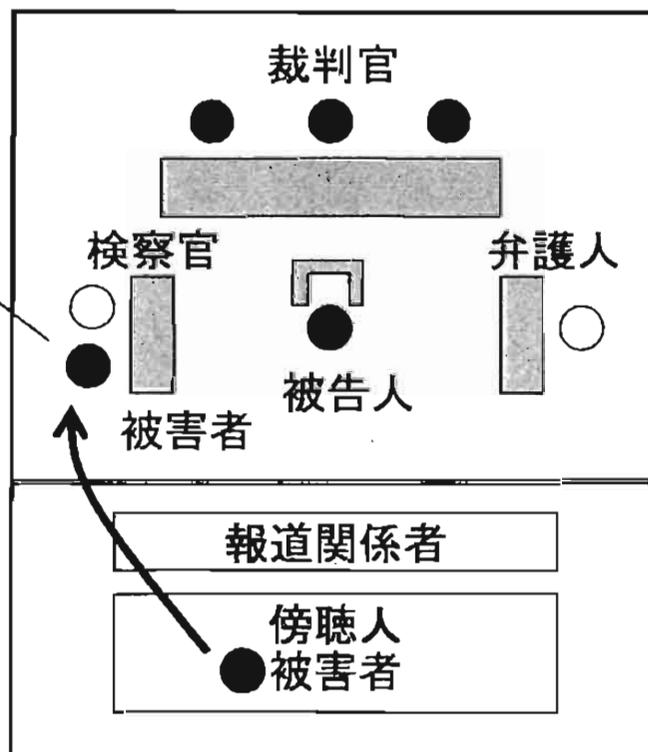
これまで犯罪被害者等は刑事裁判に権利主体として参加することはできませんでした。

しかしながら、犯罪被害者等基本法の制定により、犯罪被害者等は「刑事訴訟上の地位」を得て、被害者参加制度が制定されました。

平成20年12月以降に起訴された事件については、犯罪被害者等は、刑事裁判に参加[※]し、検察官の承認を得て被告人に質問などができるようになりました。

※刑事裁判に参加できる犯罪：殺人罪、強盗・強姦致死傷罪、傷害致死罪など

犯罪被害者の
申請により裁判
へ参加可能
・被告人への質
問
・証人への質問
・意見陳述の実
施



全国犯罪被害者の会

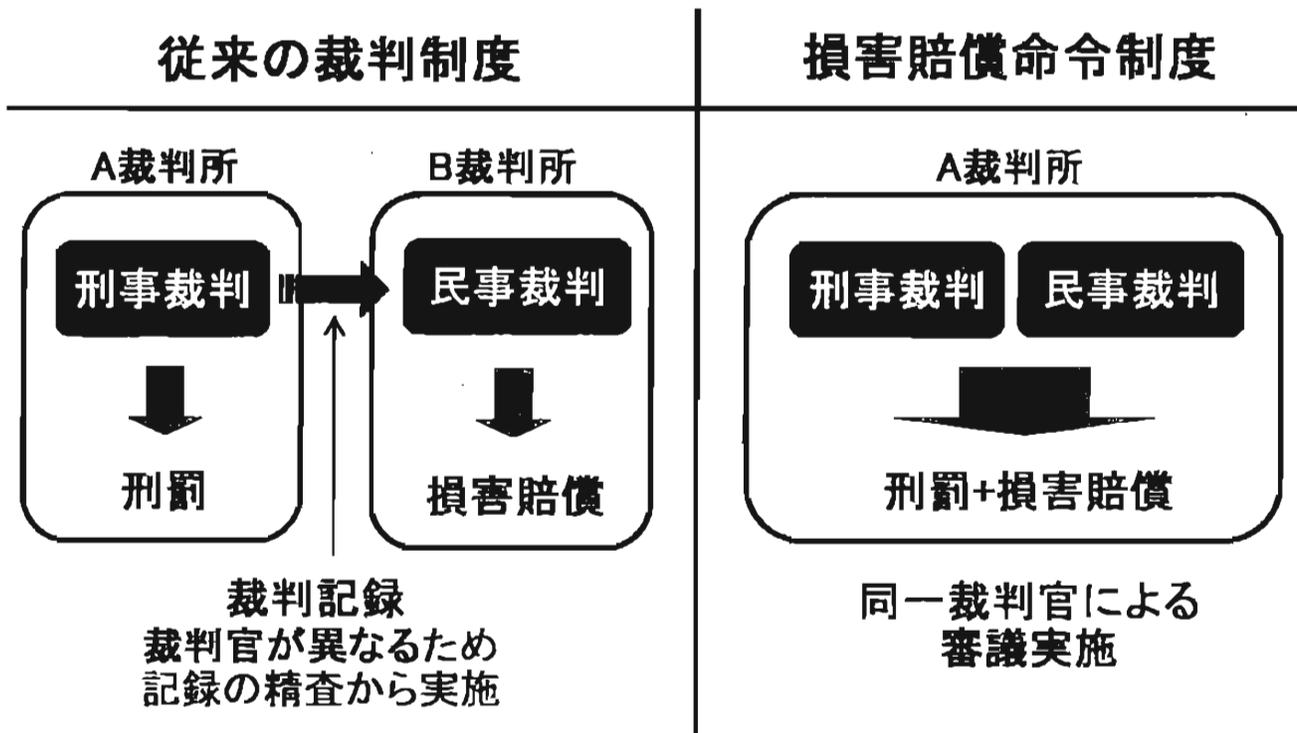


損害賠償命令制度の制定

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための
刑事訴訟法等の一部を改正する法律」

平成19年6月20日。
損害賠償命令制度が制定されました。

これまでは、『加害者への刑罰を審議する刑事裁判』と『被害者への損害賠償を審議する民事裁判』は独立に執り行われてきました。
そのため、犯罪被害者等は一つの事件で二度の裁判に対応しなければならず、特に民事裁判を提訴する負担が多大でした。
その状況を改善するため、損害賠償命令制度が制定されました。
この法律により、刑事裁判中に被害者が損害賠償の申し立てを行えば、刑事裁判の終了後、同じ裁判官が直ちに民事裁判の審議に入ることになります。
そのため、刑事と民事の二度手間を省かれ、犯罪被害者の負担軽減と迅速な処理が期待されます。



全国犯罪被害者の会



犯罪被害者への国選弁護制度の開始

平成20年12月1日。
犯罪被害者への国選弁護制度が開始されます。

犯罪被害者への国選弁護制度の目的

平成19年6月20日に被害者参加制度が成立し、犯罪被害者の刑事裁判へ参加できるようになりました。

犯罪被害者が刑事裁判に参加しても、法的知識に乏しい被害者だけでは訴訟内容を十分に理解することは困難です。
よって、法的知識の豊富な弁護士による支援は欠かせません。

しかしながら、これまで犯罪被害者への公費による弁護士費用を負担する制度はなく、資力に乏しい被害者は、弁護士を雇うことは極めて困難です。

よって、資力に乏しい被害者であっても十分に訴訟を理解できるように国の費用で弁護士費用を負担する制度が開始されることになりました。

国選被害者参加弁護士の選定要件

犯罪被害者の資力(現金、預金等の流動資産の合計額)が150万円未満であれば、国選弁護人の選定を請求することができます。

全国犯罪被害者の会

